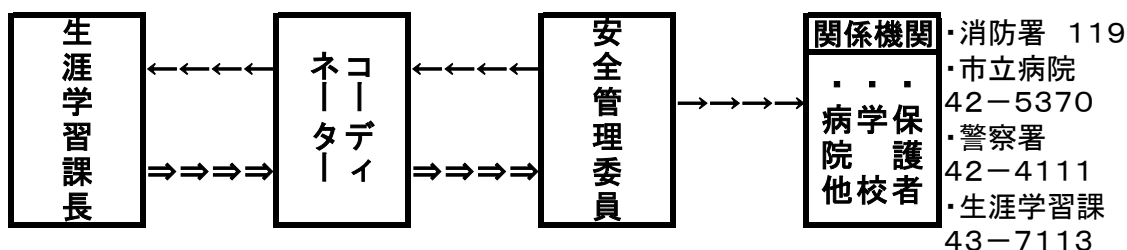


《緊急時の対応》

◎緊急体制



1. 安全管理員は、児童等に事故等が発生した場合は、緊急に救護の処置をし、関係機関に急報するなど、適切な対応をする。
2. 安全管理員は、コーディネーターに速やかに連絡し、協議、指示等を受ける。
3. コーディネーターは、生涯学習課長に速やかに連絡し、協議、指示等を受ける。

◎台風等緊急対応

★基本的な考え方

児童の登下校の安全を第一とすることから、安全なうちに家庭に子どもを帰す。このことから、教育委員会(学校)の方針決定後、コーディネーターに報告し、速やかに対応をする。(教育委員会では、教育長を交えて対応方針を決定している。)

1. 学校に連絡をし、学校の対応を確認して学校と同じ対応をする。
2. 学校教育課から各学校長に対応の連絡がいく。
3. 学校と協議をして児童を保護者に帰す。
4. 安全管理員は、使用している施設に被害箇所がないか確認する。あった場合は、学校長及びコーディネーターに連絡する。